

議案第28号

上越市定住促進奨学金貸付条例の一部改正について

上越市定住促進奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

上越市定住促進奨学金貸付条例の一部を改正する条例

上越市定住促進奨学金貸付条例（平成28年上越市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「合計額」の次に「の範囲内の額」を加え、「5万円」を「6万円」に改める。

第12条中「8年」を「16年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の上越市定住促進奨学金貸付条例（以下「改正条例」という。）

第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る定期券の購入費用について適用し、施行日前の使用に係る定期券の購入費用については、なお従前の例による。

3 改正条例第12条の規定は、施行日前において現に奨学金の貸付けを受けている者についても適用する。